

習志野市教育委員会会議録
(令和4年第7回定例会)

- 1 期 日 令和4年7月27日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時18分
- 2 出席委員
- | | |
|-----------------------------------|---|
| 教 育 長
委 員
委 員
委 員
委 員 | 小 熊 隆
古 本 敬 明
赤 澤 智 津 子
高 橋 浩 之
馬 場 祐 美 |
|-----------------------------------|---|
- 3 出席職員
- | | |
|---|---|
| 学校教育部長
生涯学習部長
学校教育部参事
生涯学習部次長
学校教育部副参事
学校教育部・生涯学習部副技監
教育総務課長
学校教育課長
指導課長
総合教育センター所長
社会教育課長
青少年センター所長
菊田公民館長
中央図書館長
学校教育部主幹
学校教育部主幹
学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small>
学校教育部主幹
学校教育部主幹
学校教育部主幹
生涯学習部主幹
学校教育課主任管理主事
総合政策課長 | 菅 原 優
片 岡 利 江
小 平 修
上 原 香
相 澤 慶 一
塩 川 潔
中 野 充 聖
合 田 聖
本 間 美奈子
安 村 和 晃
越 川 智 子
渡 邊 邦 彦
竹 口 正 樹
岡 野 重 吾
小 出 広 恵
西 郡 隆 司
忍 貴 弘
高 瀬 哲 介
齊 藤 洋 介
佐久間 心 之
長谷川 信 二
河 村 幸 枝
藤 原 友 哉 |
|---|---|

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和4年習志野市議会第2回定例会一般質問等について
- (2) 令和3年度教育費予算の繰越しについて
- (3) 臨時代理の報告について
(令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について)
- (4) 令和4年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について
- (5) 習志野文化ホール再建設基本構想の策定について

第3 議決事項

- 議案第23号 財産の貸付けの変更について(習志野市立袖ヶ浦東小学校建物)
- 議案第24号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について
- 議案第25号 習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第26号 習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第27号 習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第28号 令和5年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)

第4 協議事項

- 協議第1号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和4年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出はないが、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

本日の審議順について、報告事項(5)「習志野文化ホール再建設基本構想の策定について」を1番とし、以下、順に繰り下げて議事を進めていくことについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、議案第23号及び議案第24号を非公開とし、議案第23号の非公開部分の会議録について、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

会議規則第15条第2項の規定により、議案第25号ないし議案第27号を一括して担当者からの説明及び質疑を行うことについて報告した。

小熊教育長

令和4年第6回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

小熊教育長

報告事項(5)を審議するにあたり、市長事務局局職員の出席を許可することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

〈藤原総合政策課長 入室〉

報告事項(5) 習志野文化ホール再建設基本構想の策定について

(社会教育課)

藤原総合政策課長

報告事項(5)「習志野文化ホール再建設基本構想の策定について」、説明する。

習志野文化ホールについては、当ホールが所在するモリシア津田沼ビルの地権者である事業者がJR津田沼駅南口市街地再開発事業の検討を進めていることを受け、老朽化やバリアフリー等の課題解決を含め、建て替えに向けた検討が必要となり、本市では、建て替えに向けた検討の一つとして、「習志野文化ホール再建設基本構想」を策定することとし、構想案の策定を進めてきた。

このたび、7月に基本構想を策定したので、その内容を報告する。構想案については、庁内の策定委員会と学識経験者、学校や団体等利用者の代表で構成する「習志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会」での検討を基に作成を進めてきた。また、2月の教育委員会会議において、構想案に対して意見をいただくために、内容を説明し、3月4日付けで教育委員会から意見をいただいたところである。その後、4月1日から5月2日の間でパブリックコメントを実施し、65人の方から243件の意見をいただいた。パブリックコメントでは、主に敷地候補地、パイプオルガン、座席数及びホールの仕様について意見をいただいた。その他、再開発事業や運営等についても意見をいただいたところである。パブリックコメントの後、5月27日に、「習志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会」を開催し、パブリックコメントでいただいた意見と構想案の内容について報告し、6月13日に同委員会の委員長から市長に対して意見書を提出していただいたところである。パブリックコメントの意見や検討専門委員会からの意見書、教育委員や習志野商工会議所などからの同ホールの再建設に係る要望等を踏まえ、庁内で検討し、このたび基本構想を策定したものである。

基本構想の概要について説明する。

資料の目次を御覧いただきたい。本構想は大きく4つの項目で構成されており、基本構想の背景、基礎的条件の整理、施設計画の検討、敷地候補地の検討となっている。

資料5ページ目を御覧いただきたい。再建設にあたっての設置理念として、「市民生活を豊かにする、音楽をはじめとした演劇、舞踊、邦楽など、演じる、観るといった、市民の多様な文化芸術活動を支える多目的機能を備えた、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場」としている。また、従来通り「音の響きを重視した」ホール」を特徴としていきたいと考えている。

資料6ページ目を御覧いただきたい。「(2)基本方針」として、「習志野市文教住宅都市憲章に基づき「教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ」べく、“音楽のまち習志野”を象徴する施設として再建設します。その際、「本市の表玄関」に立地することで有する文教住宅都市並びに“音楽のまち習志野”の象徴としてのまちづくり、ブランディングの意義を失わないよう、再開発事業の協議検討にあわせて、JR津田沼駅南口での再建設を優先に目指すこととします。また、音の響きを重視した多目的ホールとして、1千200から1千500席規模の、市民の文化活動を支える誰もが利用しやすい施設を目指すとともに、本市基本構想における自立的都市経営の推進、持続可能な財政構造の構築を踏まえ、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、事業費の圧縮に努めます。」と掲げている。パブリックコメント時点では記載していなかった、3行目から5行目までの1文を新たに追記した。こちらは、本市の基本計画で掲げる戦略イメージである「魅力ある暮らしのできる習志野へ新しいひとの流れづくりの強化」を実現するために取り組む重点事項の1つに、JR津田沼駅周辺地域の拠点機能の向上を目指すこととされていること、また、その実現にあたっては、「本市の表玄関」として相応しい発展が求められており、中心拠点の魅力とされる文化ホールをその場所から消失することはできないといった、本市の考えを強く示すために追記したものである。検討専門委員会から提出された意見書や、教育委員からの御意見、習志野商工会議所からの要望書においても、現在地のJR津田沼駅南口の再建設が求められている。また、パブリックコメントにおいても同様に、JR津田沼駅南口の再建設を求める意見が多く提出されたところである。併せて、「習志野市公共施設等総合管理計画」においても、JR津田沼駅南口に再建設する方向性をもって、再開発に係る事業者との交渉にあたることとしており、再開発事業者から、本市のまちづくりに貢献するとともに、事業費の圧縮に努める意欲が示され、引き続き、前向きに協議を継続していきたいと考えている。

資料9ページ目を御覧いただきたい。バリアフリー化やトイレの改善を検討し、座席の改善・形状については、現状と同じ形のワンスロープとしている。

資料13ページ目を御覧いただきたい。「(4)多機能ホール化」についてだが、再建設するホールについても、様々な仕様を備えた多機能ホールを目指すことを考えている。

資料16ページ目を御覧いただきたい。「①ステージ形式」だが、現在と同じくプロセニウム形式で整備を進めたいと考えている。「②パイプオルガン」については、関係者ヒアリングにおいても、様々な意見をいただいたところであるので、今後も財源確保等を念頭に、クラウドファンディングの実施なども含めて検討していきたいと考えている。

資料17ページ目を御覧いただきたい。「④緞帳」については、現在の緞帳を新たなホールでも再利用することとしている。

資料24ページ目を御覧いただきたい。敷地候補地の選定について記載をしている。パブリックコメント時点では、資料23ページ目までのJR津田沼駅南口と旧庁舎跡地の比較という内容で留まっていたが、先ほど説明した基本方針の追記を受け、本項目を追記した。内容にあるように、両候補地において、双方にメリットとデメリットがあるものの、どちらも建設候補地となる可能性を有しているため、現時点で候補地を決定することはできないが、JR津田沼駅南口での再建設を優先に目指すという記載をしたところである。この他、作成にあたっては、パブリックコメント等において指摘を受け、文章の修正、削除を行ったところである。以上が基本構想の内容である。

今後の予定だが、「習志野文化ホール再建設基本構想」を策定したことから、今後は再建設に向けた基本計画の検討・策定に取り組んでいく。再建設基本計画は、基本構想の内容をさらに具体化して表現するもので、施設の計画敷地や計画建物の概要、施設の規模、構成、必要な設備や機能、構造等について検討し、設計に必要な条件をまとめていく予定である。基本計画策定後は、基本設計、実施設計の順に着手していく予定となっている。現在、再開発事業者からは、令和7年4月以降の解体というスケジュールが示されており、今のところ変更は聞いていない。このような状況を踏まえ、習志野文化ホールが本市の文化芸術活動の拠点として果たしてきた役割、また

「音楽のまち習志野」の礎を築き上げてきた実績を踏まえ、市民の文化芸術活動や学校教育を停滞させないよう、工期の短縮等にも努め、閉館期間を可能な限り短くするよう努めていきたいと考えている、と概要を説明

古本委員

非常にわかりやすくまとまっており、夢があって良い話だと思う反面、事業者との折衝が非常に大切だと思う。事業者の了解を得ながら、市が望むものを入れられるかということで、非常に密なやりとりが必要だと思う。一方的にこちらから要望を言うだけでは駄目だと思う一方で、言わなければいけないことは言うということで、非常に難しい折衝をやらなければいけないと思うので、大変だと思うがぜひ乗り切っていただきたい。ホールの完成はいつ頃を見込んでいるのか、と質問

藤原総合政策課長

委員御指摘のとおり、今後、再開発事業者との協議が非常に重要となってくる。私どもとしては、現在のホールのクオリティをしっかりと保ち、新しいホールにおいても市民の文化芸術活動をしっかりとできるようにしていきたいと思っている。一方で、資料6ページ目の「(2)基本方針」でも触れているが、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、事業費の圧縮も努めていかなければならないため、施設面や事業費の予算面をしっかりと事業者とも協議をしていきたいと思っている。

今後の予定だが、先ほど申し上げたとおり、令和7年4月以降に解体を行う予定である。そのスケジュールが変わらないのであれば、令和6年度中に協議と新しいホールの設計を進めていきたいと考えている。その後は、令和7年度以降に解体することになる。建設工事においては、解体に約2年、建設に2年から3年かかるという想定をしているので、来年度から約7年間、文化ホールを使用できないと想定される。ただ、先ほど申し上げたとおり、早く新たなホールの建設ができるように、工期の短縮についても、しっかりと事業者と協議をしていきたいと考えている、と回答

古本委員

いつ完成するかはまだわからないと思うが、決まり次第報告していただきたい、と要望

小熊教育長

閉館期間があるので、「音楽のまち習志野」をはじめ、文化活動を継続していくためにも生涯学習、学校教育において、事務局としてはしっかりと計画等を立てていかなければならない。引き続き、御意見をいただきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

報告事項(1) 令和4年習志野市議会第2回定例会一般質問等について (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和3年度教育費予算の繰越しについて (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 臨時代理の報告について

(令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について)

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(3)「臨時代理の報告について(令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について)」、説明する。

資料2ページ目を御覧いただきたい。この度、「CAC RG」という新体操のクラブが、第18回アジアジュニア新体操選手権大会において記載のとおり功績を挙げた。そのため、習志野市教育委員会顕彰規程推薦基準に基づき、表彰状を授与する候補者を選定するものであるが、教育委員会会議を招集する暇がなかったことから、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時代理をしたので、表彰状を授与した者を報告するものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 令和4年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について

(指導課)

本間指導課長

報告事項(4)「令和4年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について」、説明する。

本年度も6月にいじめアンケートを実施した。記名式と無記名式の2種類である。アンケート内容は別紙資料に掲載している。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。まず、アンケートの実施で学校がいじめを把握する。それに基づき、学校の対応を検討し、個別に相談、保護者の面談を実施する。そして、加害児童生徒、被害児童生徒への迅速な対応をする。いじめの発見、早期対応を実現していくために、このような流れで学校と連携して指導を進めている。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。こちらのグラフは、過去3年間の1学期の学年別いじめ認知件数である。小学校低学年ほど件数が多い傾向にある。小学校では、昨年度に比べ144件増加した。今年度から少しずつ教育活動の制限が緩和され、他者との関わりが増えてきたことが要因の一つとして考えられる。いじめを認知したということは、それだけ多くの子ども達の訴えを聞き取り、小さなことでも見逃さない教職員の姿勢があるということでもある。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。いじめられた相手として、同じクラスの友達からのいじめを訴える割合が高くなっている。学級担任がキーパーソンであることはもちろんだが、学級担任が一人で抱え込まないように、校内で情報共有できる体制づくりを促している。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。いじめの態様として一番多いのは、「からかい等」によるいじめである。次いで、「暴力」、「仲間外れ・無視」となる。「暴力」については、小学校低学年において、「たたく、足でける」などの行為が多くなっている。小学校で「暴力」と回答のあった403件中、低学年が287件と約70%を占めている。言葉によるコミュニケーションの力が十分でないための行為であると考えられる。他者との相違を認め合える人権意識やコミュニケーション能力の育成にこれまで以上に力を入れていく必要がある。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。「いじめられたとき、誰かに相談したか」の設問では、いじめを訴えた約7割の児童生徒が相談をしている。これまでの相談窓口の周知、SOSの出し方教育が一定の効果を上げていると言える。今年度は教育相談を時間割の中で実施するなど、落ち着いた状況の中で個別に向き合う時間の工夫をすることを各校に周知した。小学校において、「相談していない」333件の内訳は、低学年が約6割を占めている。どんな人に相談でき

るのか、年度初めに顔合わせをしたり、学校だより等を通して保護者にも知らせるとともに、相談の仕方や匿名メール相談WEBアプリの活用について継続的に周知していく。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。「相談していない」、「相談したくてもできなかった」件数は小学校で増加している。その内、全体の約6割を占めるのが小学校低学年である。過去2年間と比較しても同様であることがわかった。小学校低学年に対しては、スクールカウンセラー、養護教諭等と接する機会を意図的に設けていき、相談できる大人を増やすことが必要である。小学校高学年や中学生に対しては、匿名メール相談WEBアプリや多様な相談窓口を活用し、相談しやすい環境作りを行っていく。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。「いじめられたとき、誰に相談したか」の設問である。相談する相手として多いのは、「担任」、「家族」である。次に、「友達・先輩」となっている。日頃より時間を共有する担任、友達が相談相手に多いということは、学校の早期対応が重要であるということである。また、保護者や友人から学校に相談があった場合には、すでにいじめが進んでいることを踏まえて、迅速な対応をとることが重要である。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。相談しなかった理由は、グラフのとおりである。周囲の大人に相談することで、少しでも改善が図られることを示す必要がある。また、担任だけでなく、複数の職員で対応する学校の姿勢を児童生徒に示すことや、周囲の友人が相談を持ちかける環境を作ることを進めていく。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。解消状況としては、いじめアンケート実施時点から現在までに、小学校では約8割が解消または解消に近づいている状況にある。中学校では、約5割が解消または解消に近づいている。未解消の案件については、複数の職員での見守りや定期的な聞き取り、引き継ぎをしっかりと行うなど、校内での組織的な対応について再考していく必要がある。また、いじめを訴えた児童生徒について、指導と経過観察の追跡記録を取ることも促している。

スライド資料6ページ目上段、「今後の課題と方向性」を御覧いただきたい。1学期のアンケートから見る課題は3点ある。1点目は、いじめの態様で、「からかい等」がどの学年でも多く、低年齢では、「たたく、足でける」などの「暴力」が多いこと、2点目は「相談していない」、「相談する相手かわからない」と答えた児童生徒が一定数存在すること、3点目は、認知件数の増加と継続事案があることである。

スライド資料6ページ目下段を御覧いただきたい。教育委員会として取り組むことを3点に絞った。1点目は、脱いじめ傍観者と自己解決力の育成についてである。いじめとはどういうものなのか、どのように対処すべきかの授業を推進していく。小学校低学年においては、言葉によるコミュニケーションの力を育てることが課題となっていることから、教育活動全般を通して育てていく。また、児童生徒が主体となる活動の実施を各校に依頼し、児童生徒自らが自己解決を図る環境づくりを促進する。

2点目は、相談体制の整備である。教育相談を時間割の中に設定するよう促し、実施状況を把握するとともに、匿名メール相談WEBアプリのより一層の充実を図る。SOSの出し方教育も引き続き推進していく。

3点目は、「いじめ防止基本方針」の見直しと改善案の確認である。早期発見・迅速な初期対応が図れるように、各学校の「いじめ防止基本方針」を見直し、集約担当を配置することを徹底する。集約担当とは、集まってきた情報を整理し、緊急性について仮判断を行い、管理職への報告や対応の判断をする者である。教職員が様々な場面で気づいた児童生徒の変化やトラブルの全てが集約担当に集まるようにする。

スライド資料7ページ目上段、「各学校が取り組むこと」を御覧いただきたい。1点目は、脱いじめ傍観者と自己解決力の育成についてである。いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、見て見ぬふりをする「傍観者」や、はやし立てる「観衆」もいじめを助長する存在になりうるこ

とを理解させ、「傍観者」や「観衆」から「仲裁者」への転換を図ることが大事である。また、道徳の授業などで、千葉県教育委員会が作成したDVDを使い、「相互理解・寛容」、「公正・公平」等のロールプレイングを取り入れ、異なる立場に立って道徳的価値を考えさせるようにする。教育活動のあらゆる場面で人権教育を推進していくことや、豊かな心を育む福祉体験活動、児童会、生徒会活動を充実させ、自己解決力の育成に努める。

2点目は、相談体制の整備である。教職員に対する教育相談研修は、4月にすでに実施している。特に小学校4年生以上については、教育相談の時間を確保できるように、時間割の中に位置付ける。また、相談窓口を広げるために、スクールカウンセラーや養護教諭、学年職員との接点を持つ活動や、タブレット端末の活用については、各校で学校の実態に応じて実践していく。

3点目は、「いじめ防止基本方針」の見直しと改善案の確認である。各学年に集約担当を位置付け、迅速かつ丁寧な初期対応を図れるようにする。管理職は学級担任が中心となって対応できるケースとそうでないケースを適切に見極め、組織で対応する体制を整えていく。

以上の点については、管理職研修等で、教育委員会から周知を図っていく、と概要を説明

赤澤委員

2点伺う。まず、スライド資料1ページ目下段に、「令和4年度いじめアンケートについて」とあるが、このいじめアンケートの目的としては、いじめについて把握、相談、対応するということなのか。

また、様々な取り組みの効果が得られたかどうかということは、このアンケートで把握できるのか。資料4、6で、以前から、「相談したくてもできなかった」、「誰に相談するかわからない」という話があり、比較的対応しやすく、結構取り組まれていたかと思う。その効果が出ているのか、このアンケートからデータとしては読み取れない気がするが、いかがか、と質問

本間指導課長

まず、いじめアンケートの目的だが、大きく2点考えている。1点目が各校の実態把握である。2点目がいじめの早期発見や問題への迅速な対応、未然防止である。自分から訴えられる子ども達については良いが、保護者の方と一緒にどんなことがあったらどうかと振り返っていく中で子ども達の声を拾っていき、それを指導にすぐに生かしていけるようにするというところでやっているものになる。毎年、このアンケートをとる対象の子ども達が少しずつ変わってくるので、数値は毎回同じような傾向になっているかと思うが、学校ではその声を上げてきた子ども達に迅速に対応するためのアンケートと捉えて対応しているところである。

2点目の効果についてだが、これは1学期のアンケートなので、今年度クラス編成があり、新しい友達の中でどのような生活を送っているのかということも含まれてくるかと思う。そのため、2学期以降のアンケートに、今年度取り組んできたことの効果が表れてくるのではないかと捉えている。今年度から導入した匿名メール相談WEBアプリもあり、資料にも記載しているが、低・中・高学年、それぞれの発達段階に対して、アプローチの仕方が異なるのではないかと見えてきたので、アプローチに対しての効果が2学期以降出てくるのではないかと期待しているところである、と回答

赤澤委員

アプローチに対しての効果については2学期以降、数値として把握できるものなのか。昨年度の同時期と今を比較すれば効果がわかると思うが、1学期に取り組んできたことの効果を2学期以降はどういった形で把握するのか、と質問

本間指導課長

いじめの問題に対してだけではないかと思うが、子どもが学校で取り組んでいることの効果がすぐに出てくるのは非常に難しい。また、様々な要因が重なっているので、この取り組みを行ったからすぐにこのようになったという検証が非常に難しいというのが正直な感想である。現在、アプリの回答等も来ており、いじめだけではないが夏休みに入っても相談したい子がいる。その時に相談する相手が見つかった、または誰かと繋がることができたということで、少しずつなのかもしれないが、2学期以降相談できる相手が増えてきた子どもが増えると良いという期待も込めての効果・検証である、と回答

赤澤委員

効果が簡単に数字で見えるようなものではないとは思いますが、データとして把握していく時に、例えば定点観測的にシンプルなデータを蓄積する中で、取り組みを行った後の数字が変わっていったことが可視化されるということはあるかと思う。先ほどのアンケートの目的と関連するが、このアンケートは数字で取っていると思うので、効果測定をこのアンケートの目的に含めるのであれば、1学期と2学期を比較するというよりは、1年前から3年前の同時期のものと比較した方がデータとしては良いかと思った。様々な取り組みを行っている中で、効果を実証された形で見せられると、対外的にも良いのではないかと思う、と発言

馬場委員

集約担当を位置付けたということだが、この集約担当について詳しく教えていただきたい、と質問

本間指導課長

集約担当とは、小・中学校で各学年に1名ずつ位置付けるよう、学校に働きかけをしている。今までは生徒指導担当がいたり、小学校では管理職のもとにいじめの案件等が上がってくることがあった。そうすると、子どもの様子を把握するまでに少し時間がかかってしまう。子どもに対して手立てを打っていく、その状況に対して早期対応していくというところで、1つでも遅れてしまうことのないようにするため、できるだけいじめを発見した担任、または子どもに近いところにいる者を学年の中に集約担当として位置付け、それぞれのクラスから上がってきた訴え等を聞き取り、学年の中で対応策等を考える。そして、学校内の対応として、生徒指導を行ったり、管理職を交え、校内体制の中に上げていくという形で、より網の目を細かくしたという印象で考えていただければ良いかと思う。より早く発見をして対応できるようにするための集約担当ということである、と回答

馬場委員

集約担当の方はすでに機能されているのか、と質問

本間指導課長

それぞれの学年主任が大体集約担当として位置付けられているので、学年主任がそれぞれの学年の中で、学年会等の会議で自分の学年を見ていくという形ですでに動いている。私どもの方も、学期末に指導主事による生徒指導訪問があったが、その時にも集約担当からの声を拾うことができた、と回答

馬場委員

網の目を細かくしたという説明があったが、そうすることによって、今まで見えていなかった案件も拾うことができるのではないかという印象を持った。先ほど赤澤委員御指摘の点にも繋がるかもしれないが、今回、このような取り組みが初めて行われ、この効果が機能的に働いているかどうか

ということはまた次学期以降にわかっていくかと思うので、それに対しての検証や改善、洗い出しもしていただくと良いと思った。

もう1点伺うが、脱いじめ傍観者教育の実施回数は決まっているものなのか、と質問

安村総合教育センター所長

脱いじめ傍観者教育については、今年度はアプリを導入する小学校5年生から中学校3年生が年1回行う。来年度以降については、導入する学年に年1回行っていく、と回答

馬場委員

この教育自体が年1回行われるものだと理解した。例えば、道徳の授業など、この教育の機会には、脱いじめ傍観者教育以外にも多くあると思う。アンケートの結果を見ると、低学年で暴力が多いということに関しては、小さい頃からそういったことをしてはいけないなどといった教育はあらゆるところでしていくべきだと思う。脱いじめ傍観者教育とともに、併せて児童生徒に働きかけを行っていくことが大事だと思うのでよろしくお願ひしたい、と要望

古本委員

スライド資料2ページ目上段に「過去3年間の1学期の学年別いじめの認知件数」が記載されているが、4年前はどうだったのか。新型コロナウイルス感染症が流行して早3年になろうとしているが、毎年の件数が増えているのは、子ども達が接触する回数が令和2年度から令和4年度にかけて増えることによるものなのか。それとも、非常にストレスが多い環境になっていて、その結果としていじめがあるのか。それはコロナ禍前の状態と比べてみないとわからない。例えば、2年前は、しばらく学校はやっておらず、接点がないといじめがないのは当然の話であり、去年は少し回復し始めて、今年は今のところゴールデンウィーク辺りから接触回数が増えてきているから、件数が増えていると捉えるのか。また、小学校1年生の場合、入学前はあまりマスクもしないで接することができた状況が、小学校でしばらくはマスクしなければならなかったり、社会的にもコロナ禍でストレスフルな環境の中で、それが結果としていじめが増えているのであるならば、やはりそういう環境を少しでも和らげるような教育についても考えなければいけないと思う。コロナ禍前の状態と比べて件数がどうだったのか、と質問

本間指導課長

いじめの認知件数だが、小学校においては、今年度は1千124件に対して、コロナ禍前の平成30年度は1千313件だった。今よりも約200件多くなっている。そして、中学校においては、今年度は45件だが、平成30年度は62件と、今と比べて17件多く認知されている。そのため、一概にコロナ禍の前後で、どのように変化しているのかというところを押さえられないかと思うが、コロナ禍前に徐々に戻っていった最中なのか、その辺りのところは今後見極めていく、と回答

古本委員

今の件数だけ見ると、ストレスフルだから増えているわけではなさそうだとすることで認識して良いかと思う。

もう1点伺う。今後の課題と方向性について、教育委員会、各学校が取り組むこととして、自己解決力の育成と記載されていたが、これについてももう少し詳しく教えていただきたい、と質問

本間指導課長

匿名メール相談WEBアプリを例に説明する。現在、総合教育センターで、子ども達からの相談に対して、教育相談員等が知恵を絞り返答しているところである。ただ、すぐに答えを出してこうす

れば良いと言うわけではなく、「私はこの思うけど、君はこういうことができる?」、「君の周りでこういったことが実際にある?」といった形で、一旦自分事として子どもが考えられるような形で回答しているケースが多くある。やはり、子どもはひと手間置いて、自分は今何ができるのかということを考えているようである。やりとりがあって、その後の子どもからの返信を見ると、「これについてはもう1度自分でやってみようと思う」という返信や、「先生に勇気を振り絞って話をすることができた」という返信が来ている。そのため、子ども達自身の中に答えがあるかもしれないというところで、自己解決力を育てていきたいと考えている。学校の教育活動においてもそのような形で進めていけたら良いのではないかとということで私どもの方からも提案していきたいと考えている、と回答

古本委員

今の話は自己解決力ではなく、子どもに寄り添ってあげているのではないか。1人で頑張っただけというのではなく、教育相談員や相談にのっている先生は、「一緒にいてあげるから一緒に考えてみよう」ということであって、これは自己解決力ではない気がする。いじめられている状況の子どもは結構追い詰められていると思う。自己解決力を高めるということではなく、1人ではないと寄り添うことに対して、自己解決力という表現は違和感を覚えるがその辺りはどう考えるか、と質問

本間指導課長

私の方で自己解決力といった時に、いじめられている子に対しての返答ではなく、違った相談内容を思い浮かべて説明してしまっていたかと思う。ただ、自己解決力については、いじめられている子にとっては委員御指摘のとおりだと思う。いじめられている子に対して、今ここで解決することではなく、未然防止策として、自分達がこういう時に何をすれば良いのかということで、自分で解決していく力を育てたいと捉えている、と回答

古本委員

いじめに遭っている本人がこれを見た時に多分受け止められないと思う。自己解決力という表現ではなく、もう少し言葉を変えた方が良いのではないか。「脱いじめ傍観者と自己解決力の育成について」と記載されていると、脱いじめ傍観者教育の対象者はいじめているのを見ている人、自己解決力の育成の対象者がいじめている人ではないとすると、残っているのはいじめられている人だから、いじめられている人が自己解決力をつけるというのは、いじめに対する感覚が恐らく違う気がする。基本的にいじめが悪いものであり、いじめてはいけないから、能力を身につけることは必要だが、自己解決力の育成という表現はおかしい気がするがいかがか、と質問

本間指導課長

いじめられている側がやはり自分で解決していかなければならないと突きつけられるのは本当に非常に苦しいことであるということは理解する。ただ、ここに挙げている道徳やコミュニケーションスキルを高めるというのは、いじめている、いじめられている子どもだけではなく、その周りにいる子ども達が何かしら働きかけをしていって欲しいと考えている。道徳の中では、片一方の気持ちだけに寄り添うのではなく、例えばいじめがあった時に、いじめられている子はどんな気持ちなのかというだけではなく、いじめてしまった子はこういった思いでそのような行為をしたのかといったことも考えるような作りになっている。そういったことを通して、もしかしたら自分の中にも面白がっていじめてしまうような弱いところがあるかもしれないと気付くことができたり、子どもが実際の場面において、自分達でこれはこの前の勉強の中で出てきたことだから、自分はどうしたら良いのかと考えることができるのではないかとといったところで、自己解決力の育成と捉えている、と回答

古本委員

自己解決力の育成とは誰に向けてのものなのか。周囲の人々の自己解決力、もしくは学級の中におけるそれぞれの自己解決力の育成ならわかるが、「自己解決力の育成」だけを見ると、自己解決力が求められているのはいじめられている人なのではないかと捉えられると思う。学年の中でどう解決していくのか、全てを先生に頼るのではなく、皆で考えてみるという趣旨だと思うが、主語がないと誤解されかねない表現だと思うので、もう少し考えていただきたい、と要望

本間指導課長

私どもも言葉を磨いていきたいと思う、と回答

高橋委員

このいじめアンケートを担当しているのは指導課で、匿名メール相談WEBアプリを担当しているのは総合教育センターだと思うが、この二者は結構似た側面を持っていると思う。その中で心配なのは、指導課と総合教育センターと学校といった三者に関して、連携は上手くいっているのか、と質問

本間指導課長

指導課と総合教育センターでは、アプリが始まったことで、より緊密に連携を図っている。また、情報共有については、学校にどのようにして伝えていくのか、どこがきちんと聞き取りをし、学校で対応していくのかというところについても、三者で相談をしている。例えば指導課が学校に行って聞き取った内容については総合教育センターの教育相談担当に返し、またそれに関して、相談などが来た場合には生かしていくということで、連携を図っているところである、と回答

高橋委員

今の説明でとても安心できたが、習志野市の学校におけるいじめに関して、最終的な責任を持つ部署は指導課で良いのか、と質問

本間指導課長

指導課に生徒指導班があるので、聞き取り等の対応をしている、と回答

赤澤委員

先ほどの古本委員御指摘の点は意外と深刻で、自己解決力となると、問題に対しての解決なので、誰が問題に思っているかという、いじめている方はいじめることは自分にとって問題ではないので、やはりいじめられている人だと思う。いじめられる方にも問題があるという解釈に繋がると、非常に良くないのではないかと。いじめは、いじめる人が一番の問題なわけだが、それにあまり触れられておらず、いじめが起こってしまう前提で、いじめられた人がどうしたら良いのかといった印象を受ける。いじめる人が問題であり、正直いじめる人のことはどうなるのかと感じており、私も古本委員の御意見に共感したところがあるので、よろしくお願ひしたい、と要望

小熊教育長

様々な御意見をいただいたが、特に結果を生かす取り組みをしっかりと提案していかなければならない。いじめられている側が相談すらできないから大きな問題となっていく。自己解決力に関しては、事務局としても一考していかなければならないと考えているので、今後も御意見をいただきたい。また、市立高校のいじめアンケートも行っているので、進捗状況等について別の機会に報告していただきたい。いじめはなかなか認知されないため、それについてもしっかりと報告していただきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

議案第25号 習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)

議案第26号 習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)

議案第27号 習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)

合田学校教育課長

議案第25号「習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第26号「習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第27号「習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、一括して説明する。

今回の改正は、押印の見直し等に伴い、千葉県都市教育長協議会において作成している「市町村立小学校及び中学校管理規則」のモデル規則が改正されたことに伴う対応の他、文言の整理等を行うものである。

まず、習志野市立幼稚園管理規則の一部改正について、主なものを説明する。資料6ページ目を御覧いただきたい。第31条第3項において、毎年度学校施設等の現況を4月末日までに報告することになっているが、文部科学省への法定報告の基準日が5月1日時点と定められているため、報告締切日を5月末日へ改正するものである。

資料8ページ目、9ページ目を御覧いただきたい。第42条から第45条までについては、文書に関する規定だが、文書の取り扱いについて定めている「習志野市教育委員会文書管理規程」と重複する部分について削除するものである。

資料11ページ目を御覧いただきたい。「臨時休業報告書」の改正内容だが、押印の見直し及び文言の整理を行うものである。資料12ページ目から14ページ目に記載されている他の様式についても同様となっている。

次に、習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について、主なものを説明する。資料4ページ目の第32条第3項の学校施設等の現況報告の期日、資料5ページ目、6ページ目の第46条から第50条までの文書に関する規定、及び資料8ページ目以降の様式について、幼稚園同様に、モデル規則の改正に伴う押印等の見直し及び文言の整理を行うものである。

最後に、習志野市立高等学校管理規則の一部改正について、主なものを説明する。資料3ページ目を御覧いただきたい。千葉県教育委員会の県立高等学校管理規則が令和4年4月1日に施行されたことを受け、第11条第2項及び第3項に規定している「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に改めるものである。その他、県立高等学校管理規則との整合を図るほか、幼稚園、小・中学校と同様に、学校施設等の現況報告の期日及び文言の整理等を行うものである。

なお、幼稚園、小・中学校含め、施行日は全て公布の日となるが、高等学校については、年間を通じての週の数など、生徒に関する改正が含まれるため、令和4年4月1日からの適用としている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第25号、議案第26号、議案第27号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第28号 令和5年度使用教科用図書の採択について

(習志野市立習志野高等学校の図書)

(学校教育課)

小熊教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、高橋委員の退席を求めた。

< 高橋委員 退席 >

河村学校教育課主任管理主事

議案第28号「令和5年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)」について、説明する。

今日は習志野高等学校の教科用図書について、事前に教育委員の皆様には閲覧していただいているが、後ほど今一度御覧いただく時間を設けたいと思う、と説明

小熊教育長

習志野高等学校の教科用図書について、閲覧の時間を設けることとする、と発言

河村学校教育課主任管理主事

スライド資料1ページ目下段、「今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール」を御覧いただきたい。小学校では令和2年度、中学校では令和3年度、高等学校においては令和4年度より新教育課程が年次進行で実施されている。小・中学校においては移行期間を経ての全面实施となったが、高等学校においては、令和4年度からは高校1年生、令和5年度からは高校2年生、令和6年度からは高校3年生と、学年進行で新学習指導要領への切り替えが行われ、令和6年度に切り替えが終了する予定である。そして、令和7年度の大学入学共通テストより新学習指導要領に対応した出題教科と科目となる。

始めに、新1・2年生用新学習指導要領について説明する。スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。高等学校においては、目指す資質・能力を踏まえつつ教科・科目の構成が再編されている。新学習指導要領において、教科・科目構成で大きく改訂となった3教科について説明する。

1点目、今回の改訂では国語科において科目の再編が行われ、現行において必履修であった「国語総合」から、新教育課程では、「現代の国語」、「言語文化」の2科目が必履修となった。

2点目、小・中学校で「社会科」として学習してきた内容を、高等学校では、「地理歴史科」と「公民科」という2教科に分かれて、さらに深く学んでいくこととなる。こちらも科目が再編されている。現行では「世界史」が必履修で、「日本史」と「地理」及び「公民」が選択履修科目となっていたものが改訂され、「世界史」と「日本史」が近現代史の歴史を学ぶ「歴史総合」となり、「地理総合」と併せて必履修科目となる。また、公民にあった「現代社会」がなくなり、「公共」が新設され、こちらも必履修科目となった。

3点目、情報について、現行では、「社会と情報」、「情報の科学」を選択履修科目としていたが、改訂後は、「情報Ⅰ」が必履修科目となる。これは、現行の学習内容では2割の生徒しかプログラミングについて触れずに終わってしまうため、「情報Ⅰ」の内容に、プログラミング教育を位置付け、共通必履修科目としたものである。令和7年度大学入学共通テストより「情報Ⅰ」が加えられ、選択可能となり60分間で実施される予定である。

習志野市立習志野高等学校における令和5年度使用選定教科書について説明する。本年度の教科書採択においては、新学習指導要領の新1、2年生と現行指導要領の新3年生へ対応したものととなっている。昨年度は新1年生に向け、新たに採択をした。本年度は新2年生用教科書の中

心に採択をしている。

資料2ページ目を御覧いただきたい。グレーで着色されている部分は、今年度新採択もしくは変更となった教科書となっている。また、グレーの中に「R4:」と白枠で記載されているものは、昨年度と変更になった教科書となっており、昨年度の教科書名を記載している。

資料3ページ目を御覧いただきたい。昨年度は、「数学Ⅰ」、「数学A」のように、1年生向けの教科書を採択していたが、本年度はそれに加え、「数学Ⅱ」、「数学B」といった、2年生向けのものを中心に採択している。

資料2ページ目から5ページ目は、新学習指導要領に対応した普通科新1、2年生用の教科書一覧となっている。主に2年生の教科書を中心に、31種類中17種類の教科書が新たに採用となっている。変更となった教科書は、「歴史総合」と「書道Ⅰ」の2冊となる。変更理由としては、「歴史総合」では、歴史の背景や因果関係について、文章、図解ともに理解しやすい工夫がされ、記述が詳しく、入試対策により適していることが挙げられている。「書道Ⅰ」については、以前のものに比べ、著作権についての記述もわかりやすく、作品の鑑賞、比較がしやすくなっている点などが適しているためとなっている。表の右側には、それぞれの教科書選定理由を記載している。

資料6ページ目、7ページ目は、現行学習指導要領に対応した普通科の新3年生用の教科書一覧となっている。令和5年度から新たに選定され変更した教科書はない。

資料8ページ目を御覧いただきたい。商業科新1、2年生の教科書一覧となる。商業科は、資料2ページ目から5ページ目の普通科の教科書の一部と、これらを使用する。こちらも新2年生を中心に、8種類中5種類の教科書が新たに採択されている。

資料9ページ目は、現行学習指導要領に対応した商業科の新3年生用の教科書一覧となっている。新3年生において、変更した教科書はない、と概要を説明

各委員が、各教科書を閲覧

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長

議案第28号の審議が終了したため、高橋委員の除斥を解除した。

〈 高橋委員 入室 〉

協議第1号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について (教育総務課)

小出学校教育部主幹

協議第1号「令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、説明する。

初めに、点検・評価の法的根拠だが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表すること」と規定されている。このように、報告書を作成し議会に提出するとともに、公表することが教育委員会に義務付けられている。また、同法第25条第2項の定めにより、教育長に委任することができない事務となっていることから、毎年教育委員会会議にて御協議いただき、最終的には議決をいただいている

ものである。

次に、点検・評価の対象だが、本市教育委員会の長期計画である「習志野市教育振興基本計画」の年次計画にあたる「教育行政方針」に基づく取り組みが対象となる。現在の「習志野市教育振興基本計画」は、令和2年度から実施していることから、今回は計画実施2年目の取り組みについての点検・評価となる。この教育行政方針を基に、担当課等が事業を実施し、その結果について、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を実施している。さらに、今回行っている点検・評価の結果を次年度予算の編成に生かすことで、PDCAサイクルとなっている。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。「令和3年度習志野市教育行政方針」に基づき、担当課で評価をしている。評価にあたっては、「習志野市教育振興基本計画」に示した成果指標、目標、そして目標に対する令和3年度の達成状況を実績として表記している。ここでは、この後の小施策によって、何を達成しようとするのかについて目標を示している。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。各施策の個々の小施策では、主な取り組み、成果と課題について示している。今回、新たな取り組みや成果の達成状況の高かったもの、力を入れた取り組みについては、素案にアンダーラインを引いている。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。成果指標の達成状況と、教育行政方針に基づく取り組みの成果及び課題の状況を含めて、「(A)」から「(D)」で評価をしている。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業によっては中止や規模の縮小があったため、その対応も含めて評価している。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。今回の点検・評価については次のような基準を設け、評価を行うこととした。コロナ禍の影響はあったものの、指標の達成度が高く、十分に組み組めた事業の評価は「(A)」、指標の達成度と主な取り組みのいずれかに課題があるものの、概ね組み組めた事業の評価は「(B)」、指標の達成度と主な取り組みの双方に課題があり、概ね組み組めたとは評価できない事業の評価は「(C)」、事業が実施できず、全く組み組めなかった事業の評価は「(D)」としている。なお、今回に関しては、この「(C)」と「(D)」という評価はなかった。

概要版で紹介した取り組みについて説明する。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。令和3年11月、宮城県の認定こども園での不審者侵入事件を受け、施設長の危機管理意識を高め、非常事態時の安全な避難の仕方や、防犯知識を学ぶことを目的に、習志野警察署に協力を依頼し、全市立幼稚園・こども園等の施設長を対象にした不審者対応訓練を実施した。これは初めての取り組みであった。その時の様子の写真である。終了後には全施設長を対象に、警察署員からの講話を行った。訓練からの気付き、日頃の危機管理上での疑問や課題等を警察署員に質問し、具体的な回答を通して防犯知識を学ぶことができた。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。特別支援教育に関しては、学校全体としての理解や専門性の向上を図ることが必要である。研修事業の中では、各学校において、特別支援学級と通常学級、学校と関係諸機関との調整役を担う特別支援教育コーディネーターを対象として、特別な支援を必要とする児童生徒の指導や支援に関する専門性の向上に取り組んでいる。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。児童生徒の安全・安心を確保するために、例年の通学路合同点検に加え、小学校通学路の緊急一斉点検も実施した。学校では、主体的に行動する態度を育成するために、子ども達自身が発見した学校生活における危険箇所を共有し、対策を考えていくという取り組みを行った。右側の写真が、実際に生徒が作成した「安全確認マップ」である。

スライド資料6ページ目下段を御覧いただきたい。習志野高校では、地域の活動「まちゼミ」と「アライカパ友の会」の活動に参加している。「まちゼミ」は、地域の人々が自分達の手で街の魅力を発見していく取り組みであり、動画発表の形で貢献することができた。「アライカパ友の会」への赤ちゃん用基平の製作と寄贈は、授業で製作した基平を、ボランティア団体を通じて、フィリピンへ

届ける取り組みで、生徒達にとって生きた学びの場となっている。

スライド資料7ページ目上段を御覧いただきたい。公民館では、サークルや団体に対し、公民館イベントへの参加や公民館講座への講師依頼、近隣小学校との多世代交流など、学習成果を発表する場の提供に取り組んでいる。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年行われていた各公民館の「市民文化祭」が中止となり、必要な新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、規模を縮小し、各公民館で「作品展示会」を開催した。写真は中央公民館の様子である。

スライド資料7ページ目下段を御覧いただきたい。青少年センターでは職員を派遣し、「習志野市インターネット適正利用啓発学習会」を開催している。さらに、千葉県環境生活部県民生活課と連携を図り、県職員による「青少年インターネット適正利用啓発講演」を開催することで、教職員や保護者、地域等にもインターネットに対する学びの幅を広げ、児童生徒、学校、家庭及び地域が連携して、トラブルの未然防止を図っている。

スライド資料8ページ目上段を御覧いただきたい。適応指導教室「フレンドあいあい」では、不登校児童生徒を対象にカウンセリングや学習指導、小集団活動等を組織的かつ計画的に行い、学習のつまずきや自我の確立、集団生活への支援を通して、児童生徒が社会的に自立をすることや、学校への復帰を目指すための支援をしている。昨年度は延べ人数で、小学校821人、中学校242人、合わせて1千63人の利用者があった。

スライド資料8ページ目下段を御覧いただきたい。本市では、「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、老朽化した学校施設の改築やトイレを含む老朽化対策などに取り組んでいる。令和3年度は、谷津小学校のグラウンド整備、谷津南小学校の校舎の一部の大規模改修工事を実施した。写真は谷津南小学校の様子である。

以上4つの政策、18の基本方針、45の施策に関する点検・評価についての報告である。本日は、委員の皆様から様々な意見をいただき、より良いものを完成させていきたいと思っているので、御協議のほどよろしくお願ひしたい、と概要を説明

古本委員

幼稚園・こども園で不審者対応訓練を実施したという説明があったが、これは小・中学校はどうなっているのか、と質問

合田学校教育課長

小・中学校の不審者対応訓練について、各学校での対応という形になるが、交通安全指導等の安全教育の面で、併せて不審者対応訓練に関しても実施している、と回答

古本委員

20年ほど前に不幸な事件があり、学校に部外者が入りづらいようになるとなった気がする。学校医をやっている関係で時々学校に行くが、簡単に入れてしまって、今はどうなっているのかと思った。自分が不審者だった場合、下手したらどこまでも入っていけるようになっていて感じる。自分も、やはり自分の組織がある中で、不審者が入ってきた時に、例えばさすまた等を用意しておくということも考える。今の小・中学校でもし同じような事件が起きた時に、また同じようになるのはいかなるものかと思う。いつ起きるかわからない。起きてから慌てても仕方がないわけで、そうなる前にしっかりと考えておくことが必要なのではないか。その辺りはどうなっているのか、と質問

合田学校教育課長

数年ごとのスパンの中では確実に不審者対応訓練を行っている。併せて、先ほど簡単に入れると御指摘があったが、正門等の門扉を閉めたり、事務室等の入口に入ってくる方に対してIDカ

ードを下げるようにしたりするといった形で、各学校で対応している。委員御指摘のとおり不幸な事件があったことから、不審者への対応という面では、各学校において、確実に実施している、と回答

古本委員

いつも質問させていただく理由として、同じような事が起きた時に、以前あった事からなぜ学んでいないのかと、自分も含めて言われてしまうのはやはり不本意なので、そうならないように、すぐ対応できるよう、訓練も含めて考えていただきたい、と要望

合田学校教育課長

不審者対応訓練についてだが、小学校については、全ての学校において、年3回の防災訓練の中で、地震、火災、不審者対応をバランスよく行っている。中学校については、7校中5校については本年度実施または実施予定であり、2校については昨年度実施したため今年度の実施はない。ただし、どの中学校においても、職員の中での研修という形で行っている、と回答

馬場委員

点検・評価の中で、「(A)」もしくは「(B)」という評価があったが、「(B)」に関しては、おそらく新型コロナウイルス感染症の関係で参加できなかった、事業を開催できなかったというのが主だったところだと思うが、その代わりにどうするかといったところで、例えば、インターネットを使った配信やホームページが主だったものだという印象を持ったが、幅広い年齢の方を対象にした対策としては、例えばシニアの方は、ホームページを見てもたどり着けないといったことはやはり今でも見聞きするので、そこだけに頼るような対策ではないほうが良いかと思う。今後の対策を色々考えていただき、より幅広い年齢の方々に対応できるようにしていただきたい。

また、タブレット端末に関してだが、今学期も学校訪問をし、昨年度と比較すると、各学校でのタブレット端末や大型モニターの使用は大分進んできた印象がある。2年目なので、先生方が様々な工夫をされていて、頼もしいと思ったが、「ほとんど使わない」と回答した生徒がある程度いるところで、学校訪問の中でも話題になったが、各学年に応じたタブレット端末の使用の仕方は、年齢によって大分違う印象がある。やはり高学年の方になるとタブレット端末を駆使して色々やっている印象もあるし、低学年においてはやはり書くことも大事だという話もあって、タブレット端末を使うばかりではないほうが良いとも思った。「ほとんど使わない」と回答したという数字ばかりではなく、各学年に即した使い方をよく考えていただきたい。ただ、オンライン授業も少し拝見して、今後、新型コロナウイルス感染症や他の感染症など、様々なことで学校や学級が閉鎖になった時の対応はすぐにでもできる状況だというのはとても安心した。先生方にはさらにICT活用の研究を頑張っていただきたい、と要望

小出学校教育部主幹

1点目のオンライン等の様々な工夫についてだが、今回報告しているこの点検・評価に関しては、前年度の経験を踏まえて、コロナ禍であってもどういったことができるのかということで、取り組みを工夫した結果であったと判断をしている。そのため、全くできなかった、やらなかったという取り組みは非常に少ない状況であるかと思う。ただ、今ほど委員御指摘のとおり、マイナスの経験をいかに生かして実践していくのか、そして対象年齢をどこに重きを置いていくのかといったところも含めて、新しい課題、時代の要請に合わせて、しっかりと工夫、改善をしていく必要があると思う。各担当課における取り組みについて、柔軟性や実効性が求められているということを改めて感じたので、今の御意見は、来年度に向けての課題としていきたい。さらに、今回の点検・評価に関しては、私どもの方で評価の状況、表記の仕方について再度見直しをし、次回の教育委員会会議

で提案させていただきたいと考えている、と回答

安村総合教育センター所長

ICTの活用に関して、昨年度よりも進んでいる様子が見られたと言っていたいただき本当にありがたい。ただ、まだまだやはり課題はあるので、改善に向けて、夏休みに研修等を積みながら、今後も進めていきたいと思う、と回答

高橋委員

1点伺うが、報告書(素案)20ページ目の「施策(1) 確かな学力を保障する教育の推進」について、学力はとても大事だと思うが、目標を全国との比較としており、目標を達成できたというのは素晴らしいことだと思うが、全国と比較して目標を超えたかどうかということで、本当に良いのか。目標の立て方や評価の仕方、全国と比較するという点についてどう考えているのか、と質問

小出学校教育部主幹

私どもの方でも見直しをしており、目標が単純に全国比プラス5.0となっているところも、この表記だけで良いのかと思っていたところであるので、今後見直しも図り、追記するという点で考えていきたい、と回答

安村総合教育センター所長

全国と比較した数字だけではなく教科によつての分析、例えば国語であれば書く力といったことなども踏まえながら、しっかりと評価の値を定めていきたいと思う、と回答

本間指導課長

書く力については、毎回習志野市の中では大きな課題として、各教科で問題になっているところである。全国平均等に関わらず、市内で必ず書く力のことが課題として出てくるので、今年度は総合教育センターと指導課で協力し、国語だけではなく全ての教科において、どのような形で授業をしていけば、子ども達に書く力がつくのかということでリーフレットを作成し、学校にも伝えている。それぞれの指導主事が指導をする際に、自分の教科で書く力をつけるためには何をすれば良いのかということで、今働きかけをしているところであるため、その成果を見守っていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

今回、様々な御意見をいただく中で、もう少し精度の高いものを作成し、運営していきたいと考えている。1点指摘するが、報告書(素案)34ページ目の「施策(4)安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開」の評価は本当に「(A)」で良いのか。この緊急一斉点検に関しては私どもの進行管理にも問題があったかと思うので、課題についてもしっかり記載し、先ほどの不審者対応訓練もそうだが、安全に関することについては細かく内容を見ていかなければならない。次回、より精度の高いものを示し、評価をしていただくような形に繋げたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

<議案第23号及び議案第24号については非公開。

ただし、議案第23号については、

令和4年8月30日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

議案第23号 財産の貸付けの変更について(習志野市立袖ヶ浦東小学校建物)

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第23号「財産の貸付けの変更について(習志野市立袖ヶ浦東小学校建物)」について、説明する。

提案理由を御覧いただきたい。現在、県立習志野特別支援学校として使用するため、習志野市立袖ヶ浦東小学校の一部を千葉県に貸付けている。本議案は、習志野市立袖ヶ浦東小学校建物に関し、貸付けに供する建物の面積を変更することについて、市長に申し入れるものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。「1 貸付けに供する建物の面積」である。現在、1千827.74平方メートルを貸し付けている。こちらに161平方メートルを加え、1千988.74平方メートルにするものである。

資料2ページ目を御覧いただきたい。現在の袖ヶ浦東小学校の1階部分の平面図である。右下に「既貸付部分」と記載している。こちらが習志野特別支援学校で今現在使用している部分であり、図面上は1階部分のみの記載となっているが、2階から4階までも貸付けている。1階から4階までの合計が1千827.74平方メートルとなっている。今回はこれに加え、既貸付部分の左側にある学童保育室、こちらは1教室が68平方メートルとなっており、2教室で合計136平方メートル分、併せて、廊下を挟んで反対側のトイレ部分25平方メートル分を加え、合計で161平方メートルを新たに貸付けるものである、と概要を説明

高橋委員

新たに増える部分というのは、丁度161.00平方メートルで良いのか。変更後の貸付部分は1千988.74平方メートルで端数があるのに、きりの良い数字というのは何となく違和感がある、と質問

中野教育総務課長

こちらは図面上から計算したもので、丁度161.00平方メートルとなっており、数値は合っている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第24号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

(教育総務課)

小出学校教育部主幹

議案第24号「習志野市通学区域審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第24号は原案どおり可決された。

小熊教育長

令和4年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言